

議会運営委員会会議録

(令和6年5月31日)

愛 南 町 議 会

愛南町議会議会運営委員会会議録

本日の会議 令和6年5月31日(金)
招集場所 議員協議会室

出席委員

| | | | |
|-----|------|------|------|
| 委員長 | 吉村直城 | 副委員長 | 尾崎恵一 |
| 委員 | 吉田茂生 | 委員 | 石川秀夫 |
| 委員 | 金繁典子 | 委員 | 山下正敏 |

欠席委員

なし

出席委員外議員

議長 佐々木史仁

傍聴委員外議員

議員 少林法子

職務のため出席した者

| | | | |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 本多幸雄 | 主幹 | 小松一恵 |
| 係長 | 山口昌 | | |

説明のため出席した者

(総務課)

課長 立花慶司

(企画財政課)

課長 清水雅人

本日の委員会に付した案件

- (1) 議事日程について
- (2) 一般質問の方法について(通告順)
- (3) 議案の概要説明とその取り扱いについて
- (4) 請願・陳情等の取り扱いについて
- (5) 追加議案について
- (6) 各委員会等の開催について
- (7) その他

開会 9時00分

閉会 10時21分

○尾崎副委員長 皆さんおそろいで、所定の時間となりましたので、ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

まず、会に先立ちまして、委員長より一言御挨拶をお願いいたします。

○吉村委員長 おはようございます。あいにくの雨になりましたけども、全員の委員の皆さん、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

テレビ等でも取り上げておりますけども、旧一本松では、3週間ほど前からカメムシの大群に非常に悩まされておりますが、皆さんの地域でもそうじゃないかと思っておりますけども、適宜担当課と、そういう相談でもありましたら、また取り次ぎしていただきたいと思っております。それでは、いつもどおり、6月議会定例会に当たり議会運営委員会を開催いたしますが、建設的な御意見等を頂戴いたしまして、会がスムーズに進みますよう御協力のほどお願いいたしまして、挨拶に代えさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○尾崎副委員長 はい。それでは、これより委員長の進行取りまとめで会を進めてまいりたいと思います。委員長、よろしくをお願いいたします。

○吉村委員長 それでは、早速でございますが、順次協議事項に入らせていただきます。まず、議事日程でございます。会議録の署名議員は、今回は、11番の中野議員、12番の山下議員、以上の2名の方にいたしたいが、これにつきましてはよろしゅうございますね。

(「はい」と言う者あり)

○吉村委員長 署名議員につきましては、中野議員、12番、山下議員ということで決定をさせていただきます。次に、会期の日程でございますが、6月7日の初日から14日までの8日間にいたしたいが、これについてはよろしゅうございますか。

(「はい」と言う者あり)

○吉村委員長 それでは、会期につきましては、6月7日から14日までの8日間ということで決定をさせていただきます。次に、諸般の報告に移らせていただきます。

まず、議長活動状況報告、例月出納検査報告、請願・陳情等取扱い報告、議員派遣結果報告、この4件につきましては初日に行いたいと思っておりますが、これについてはよろしゅうございますか。初日の6月7日いかがでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○吉村委員長 この4件につきましては、6月7日、初日に諸般の報告をさせていただくということに決定をさせていただきます。

次に、議員派遣結果報告は正副議長研修分ですので、これについては議長報告とさせていただきますが、これについては問題ないですね。よろしゅうございますね。どうですか。

(「はい」と言う者あり)

○吉村委員長 それでは、そういうことで議長報告とさせていただきます。

次に、一般質問の方法につきましては、通告順に1番から7番まで、これにつきましては通告順に行うということでよろしゅうございますか。

(「はい」と言う者あり)

○吉村委員長 それでは、1番、嘉喜山議員、2番、尾崎議員、3番、金繁議員、4番、池田議員、5番、吉田議員、6番、少林議員、7番、最後、私、吉村ということで決定をさせてい

ただきました。

この一般質問、何かお気づきの点、確認事項等ございましたら御意見をお願いいたします。協議することはあるんですけども、質問の中。

吉田委員。

○吉田委員 ちょっと質問の内容についてのチェックなんですけども。例えば、その理事者に対して質問すべきではなくてですね、我々議員の中で解決できる問題が出ているように思うんですけども。これについてはちょっと議会一般質問の内容としてはちょっとふさわしくないんじゃないかなっていう案件があるんですけども。

○吉村委員長 いかがでしょうか。具体的に。

○吉田委員 この子ども議会。これは議員が提案するものであって、理事者に質問すべき問題では僕はないと思うんですけども、いかがなものでしょうか。

○吉村委員長 そういう意見が出たんですけども、一応意見が出ましたんで、皆さんの御意見をお伺いをいたしたいと思えますけども、1点だけ、一般質問につきましてはですね、あまり、あまり言ったらおかしいんですけども、こう全協でああしろこうしろという対応、取れない建前になっておりますので、それを踏まえた上で協議ということなんですけども、これはちなみに、参考までですけども、意見が出ましたんで、皆さんの御意見を伺いたしたいと思います、いかがでございましょうか。

石川委員。

○石川委員 前回の定例会もそうだったと思うんですが、議会で決めることに関しての一般質問というのは極力控えるように、全員協の中でも説いた方が私はいんじゃないかなと。一般質問ですから、自由ですから、何を質問しようが基本的には自由なんですけども、議会で決定すべき事項の件に関しては、執行部に質問してもちょっと無理があるんじゃないかなと。あくまで一般質問というのは、執行部に対して質問をするということになるかと思うんで、その辺りをやはり議員の皆さんに御理解いただいといたほうが私はいんじゃないかなというふうに思います。

○吉村委員長 そのような意見が出たんですけども、ほか何か御意見ございますか。

金繁委員。

○金繁委員 まずですね、先ほど委員長がおっしゃったように、この場では内容どうこうということは、一般質問について議論する場ではないので、そもそもこれを議論する前提が欠くと思います。

2点目に、吉田委員がおっしゃった、この少林委員の子ども議会の開催については議会で決めることってということなんですけども、これは学校での主権者教育という意味で、教育委員会も関係ありますけれども、理事者側が、若者、子供にいかにか主権者としての意識を持ってもらうかっていうことは、民主主義とも関わり非常に重要なことで、理事者側にも責任のある事柄ですので、決して議会だけで決められるものではありません。私たち二元代表で、議会、そして理事者それぞれが町民のためにいい政策を競って出していくわけですから、当然理事者側に問うこともやっていいと思います。

3点目、石川委員のおっしゃった、議会で決めるべきことは一般質問するべきでないってということなんですけども、一般的にね、その考え方なんですけども、それは私はおかしいんじゃない

ないかなと思って。一般質問というのは、本当、議員個人が自由にその課題を提案して、提出して理事者側とやり取りができる非常に重要な機会ですので、それを議会が足かせをするようなことは私は許されないと。そもそも一般質問に対する考え方、議会と一般質問、議員との関係という点で考え方が全く異なります。これは議会の課題として勉強会なりをしていったらいいんじゃないかなと思います。以上3点で、私は全く問題ではないと思います。

○吉村委員長 吉田委員。

○吉田委員 金繁さんが言うとおりのことです。別にこれをしてはダメですよっていうことではなくて、

_____ (73字取消し)
それはもう一般質問じゃなくて、議員の中で話せばいいんじゃないのっていう声も結構、色々、私の有権者の中からも出てまして、今回の件については、やっぱり子ども議会等々については、議会として提案すべき問題であって、理事者に対して質問すべき内容ではないのかなと。

_____ (58字取消し) そこについては、内容を議員全体がレベルアップしていくということで、やっぱり議会で決めたことについてはしっかり守っていくということも必要なんじゃないかなということ、一応意見をさせていただきました。以上です。

○吉村委員長 金繁委員。

○金繁委員 吉田さんの発言で分からなかったんですけど、_____ (9字取消し)
これ具体的に説明してもらっていいですか。

○吉村委員長 吉田委員。

○吉田委員 要は理事者として質問に答えられないような案件を、我々議員としてすべきではなくて、その理事者に対して、やっぱり疑問があれば、それは問いただすことは必要だと思いますけども、答えが出ないようなことについては別に質問しても意味がないと。もうちょっと、要するにきちっと理事者に対して質問ができること、要するに疑問を感じていることをきちっと言うべきであって、議会として解決できるような問題は一般質問としては適当ではないんじゃないかなという意味合いです。

○吉村委員長 金繁委員。

○金繁委員 やっぱり分からないんですけど。なぜ理事者は答えられないんですか、この質問に。

○吉村委員長 吉田委員。

○吉田委員 子ども議会についてはですね、別に理事者に問いただすことではなくて、我々が全員協議会の中で話して、こういうふうにやっていきたいと思います。これは活性化のほうでやっているじゃないですか、いろんなことで。車座会議をやりましょう、子ども議会もやりましょうっていうことを活性化のほうで話し合いをしてるでしょ。それを何で理事者に対してするのかっていうのは、私は疑問です。

○吉村委員長 金繁委員。

○金繁委員 子ども議会をやるかどうかっていうのは、議会だけで決められるものではありません。当然、理事者の協力が必要です。その根底には、理事者側に若者に対する民主主義教育、主権者教育をどうするかという課題は当然あるわけですから、その課題に基づいて理事者が

これに協力して一緒にやりましょうということにならなければ、議会でいくらやりたいやりにって言うてもできないわけですから。そもそも理事者側の問題でもあると思います。

○吉村委員長 ちょっと待ってください。暫時休憩します。

(休憩)

○吉村委員長 休憩を解き再開いたします。

石川委員。

○石川委員 議会の開催の権限は、理事者側の要望であろうと議会の要望であろうと、あくまで議会が開催権限はあると思うんですね。

(発言する者あり)

○石川委員 いずれにしても、招集権限は、開催権限は議会だとは思いますが。

(発言する者あり)

○石川委員 いろんな意見はあるにしても、議会でやっぱり決めるべきことをですね、あえて言う必要があるのかっていうのは、先ほどもちょっと言ったんですけども、やはり勉強会かなんかしてですね、やるべきじゃないかなと思いますけど。私は、議会で決めていけばいいようなことをわざわざ執行部に質問して、それはちょっといかがなものかなというふうに思いますけど。

○吉村委員長 山下委員。

○山下委員 先ほどから一般質問、皆さん自由や自由やと言ってるんですけど、これ、一般質問、自由やないんですよ。行政事務一般のことについて質問するんで、今回のことも、この子ども議会、これが本当に行政事務一般に当たるんやったら、もう当然したらええことだし、それをなかなか決めるのはもう難しいんやろうけど、もう根本はそこなんよ。

行政事務一般のこと、もうこれに適しとったらどうということでもできるんで、そこだけはっきり委員が自覚しとったらいいんじゃないですか。以上です。

○吉村委員長 ほかに御意見ありませんか。

当初、私もちょっとここであれするべきじゃない話も出しました。今、意見もそれぞれ全員じゃないですけども出たんですけども、一応、提出者、ここに傍聴で来られておりますが、その辺の意見も踏まえて、文言の中で、議会運営委員会でああしろこうしろということではできませんので、ただ一点できるとすれば、このようにされたらどうですかという促すことは議会運営委員会としてできるんです。だから、今の御意見を踏まえて、質問の時に文言を踏まえて質問されたらいかがかと思うんですが、その辺、促すぐらいの参考意見で終えたいと思いますが、これでよろしいですか。そういうまとめ方でよろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○吉村委員長 それでは、そのようによろしく願いいたします。

次に、質問者7名なんですけども、過去には10数人おった時もあったんですけども、直近で、5人以上超えるとかやったかね、は2日間とするということで議運のほうで取り決めをされたように思います。それを踏まえますと、初日と、そして2日目と分けて一般質問をしたいと思いますけども、その分け方ですよ。7人の中で、今までどおり4、3でいいですか。

(「はい」と言う者あり)

○吉村委員長 4、3という意見が出たんですが、そしたら、初日、6月7日に4番の池田議員まで、そして2日目は、6月10日月曜日に5番、吉田議員からということで決定いたしたいが、これでよろしゅうございますか。

(「はい」と言う者あり)

○吉村委員長 それでは、初日、2日と分けて4番までと、そして5番からと、2日目は5番からということに決定をさせていただきました。

次にですね、2日目の署名議員は一応ここで決定いうわけではないんですが、次に13、14ということになってまいります、これ、決定事項ではないわね。あ、ここで決定したほうがいい。13番、那須議員、14番、私ということで決定いたしたいと思います。これについては別に問題ありませんね。

(「はい」と言う者あり)

○吉村委員長 それでは次に、皆さんもお気づきだと思いますけども、金繁委員の質問でですね、選挙管理委員長と町長に答弁を求める質問が出ております。

選挙管理委員会への出席について御意見を伺いたいと思いますけども、その前に総務課のほうからなんか話があるようなので。

立花総務課長。

○立花総務課長 ただ今委員長が申されましたような形でいただいているところであるんですけども、選挙管理委員会の委員長のほうがちょっと体調が思わしくないというところをお聞きしておりますので、大変申し訳ないんですが、私が選挙管理委員会書記長という立場で御答弁をさせていただければというふうに思っております。以上です。

○吉村委員長 体調不良やいうことだそうですが、お聞きのとおりです。

今、総務課長から書記長という立場で出席したいがということですが、よろしゅうございますか。どうですか。よろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○吉村委員長 答弁は、選挙管理委員長じゃなくて、その事務を担当する総務課長のほうがということで決定を。

石川委員。

○石川委員 役職は分かるんですが、選挙管理委員会委員長の代理ということで答弁はできないんですか。

○吉村委員長 総務課長。

○立花総務課長 選挙管理委員会の規定で、委員長が欠けるときについてはその職務を書記長が担うというところがございますので、それを踏まえて、私が書記長の立場で御答弁をさせていただければというふうに捉えております。

○吉村委員長 ということは、代理は置いていないということ。そういうことだそうです。

金繁委員。

○金繁委員 ということは、欠けるときは書記長が代わりにその職務を遂行するというもので、実際は代理ということですよ。

そして、町長を併記させていただいているんですけど、これを削るというわけではないんですよ。

○吉村委員長 立花総務課長。

○立花総務課長 私のちょっと見解と言いますか捉え方で御説明をさせていただきますと、選挙管理委員会は外部の取扱いというところで農業委員会と同様でございますので、理事者のほうが選挙管理委員会のことに関しまして直接的に物を申し上げる場面はなかなか想定ができていかなというふうには捉えています。

○吉村委員長 答弁が町長と選挙管理委員長ということなんですけども、町長が削除にはならないのかという質問。

本多事務局長。

○本多事務局長 町長には出席要求をしております。なので、質問の内容によって書記長が答弁したり、町長とか町長の代理の者が答弁するということになるかと思っております。以上です。

○吉村委員長 それでよろしゅうございますね。そういうことで書記長という立場で出席ということで決定をさせていただきます。

次に、説明資料の持込み、使用申し出についてですが、私の方から参考資料の申し出ということで、一応これは参考資料なんで、時系列にだけ、本当はもっと詳しく出したかったんですけども、理由はですね、これ、1年生議員は経過知らないんですよ、正直、採決には入ったけど。その前段の段階がありますんで、そのように、一応これ前段の方なんですけども、参考までにということで、これ持ち込みっていうよりタブレットの方で出さしてもらったんですけども、これ、よろしゅうございますか。私が出して私が諮るのもどうかなんですけども、一応手続き上は諮らなきゃいけないとなっておりますので。どうですか。いいですか。

(「はい」と言う者あり)

○吉村委員長 それでは、そのように参考資料ということで申出を許可させていただきます。ありがとうございます。

それでは次に、議案の概要説明とその取扱いについてに入りたいと思います。まず、理事者提案に関するもの20案、承認が2案、報告2案、条例の制定・改正5案、契約1案、補正予算6案、その他4案、20案出ております。

この理事者提案に関する議案について、最初に総務課長のほうから承認、条例、契約その他の議案について説明を求めたいと思います。

立花総務課長。

○立花総務課長 失礼します。それでは、私が関係する議案のそれぞれのポイントを簡潔に説明させていただきます。

承認第1号及び承認第2号は、地方税法等の一部を改正する法律が、本年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されたことから条例の一部改正が必要となり、同年4月1日付で専決処分をしたので、これを報告し、承認いただきたく提案するものであります。

それでは、承認第1号、専決処分第2号の承認を求めることについて（愛南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について、説明します。

3ページの新旧対照表を御覧ください。主な改正の内容は、第2条第3項において、国民健康保険税に係る課税限度額について、後期高齢者支援金等課税限度額の限度額を、「22万円」から「24万」に、第23条第2号については、軽減判定所得の算定において、被保険

者等の数に乗ずるべき金額について、5割軽減については、「29万円」から「29万5千円」に改めるものなどであります。

次に、承認第2号、専決処分第3号の承認を求めることについて（愛南町税条例の一部を改正する条例）について、説明します。

12ページから35ページの新旧対照表により、改正点をお示ししておりますが、主な改正の内容は、12ページ、第34条の7の改正については、寄附金税額控除において、公益信託に関する所得税法の規定の見直しに伴い、公益信託の信託事務に関する寄附金額についての規定を整備するなど、個人町民税関係といたしまして、令和6年度の個人町民税における定額減税の実施に関し、その減税方法等についての規定を追加するものであります。また、固定資産税関係といたしまして、14ページ上段、第71条の改正については、固定資産税の減免について、減免申請手続きを簡素化する規定の追加、29ページ中段、附則第12条の改正については、現行の負担調整措置の適用期限を3年間延長するなどの改正であります。

当日は、山本税務課長が承認第1号及び承認第2号を、一括により提案説明をします。

次に、第40号議案、愛南町自治基本条例の一部改正について、説明をします。

本案は、先般の議員全員協議会において、改正の内容を報告しておりますので、説明は割愛させていただきます。

当日は、私が提案説明をします。

次に、第41号議案、愛南町住民参画推進条例の一部改正について、説明をします。

本案も、先般の議員全員協議会において、改正の内容を報告しておりますので、説明は割愛させていただきます。

当日は、私が提案説明をします。

次に、第42号議案、地方自治法の一部を改正する法律及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、説明をします。

本案は、地方自治法及び地方自治法施行令等が改正され、引用する関係条例を整理する必要があるため、一括して改正いたしたく提案するものであります。3ページの新旧対照表を御覧ください。今回の関係条例の整理は、全て法令等の改正により条例中に引用する法令の条文に条ずれが生じた箇所を改める内容となっております。第1条では、愛南町監査委員条例を、第2条では、愛南町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を、第3条では、愛南町病院事業の設置等に関する条例を、第4条では、愛南町水道事業の設置等に関する条例を、それぞれ改正するものであります。

当日は、私が提案説明をします。

次に、第43号議案、愛南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、説明をします。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律により、育児休業を取得した会計年度任用職員について、期末手当等の支給の見直しを行う必要があるため、提案するものであります。

2ページの新旧対照表により、改正内容をお示ししておりますが、主な改正の内容は、第7条第2項の改正では、育児休業をしている職員の期末手当等の支給について、会計年度任用職員の除外適用を削除し、第8条では、第7条第2項の改正により、会計年度任用職員が削除されたため、初めて「会計年度任用職員」という用語が現れるこの条において、地方公

務員法第22条の2第1項に規定する職員と定義する改正などであります。

当日は、私が提案説明をします。

次に、第44号議案、愛南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、説明をします。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、法別表が削除され、法別表第1が法別表となることなどにより、条例中に引用する条文等を改正する必要があるため、提案するものであります。

3ページの新旧対照表により、改正内容をお示ししておりますが、主な改正の内容は、第2条に特定個人番号利用事務及び利用特定個人情報を定義し、第4条は各項において法別表第2を引用している箇所を、第2条で定義した、特定個人番号利用事務及び利用特定個人情報に改めるなどであります。

当日は、私が提案説明をします。

次に、第45号議案、水槽式ポンプ自動車購入契約について、説明をします。

本案は、予定価格が700万円を超えるため、愛南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を頂きたく提案するものであります。契約の目的、方法及び金額、並びに相手方は記載のとおりであります。参考資料として、2ページから4ページに、水槽式ポンプ自動車取付品及び装備品一覧を添付しております。

当日は、浅海消防長が提案説明をします。

次に、第52号議案、新たに生じた土地の確認について、説明をします。

本案は、県が実施する県道高茂岬船越線の公有水面の埋立により新たに生じた土地について、地方自治法第9条の5第1項の規定により、確認が必要なため提案するものであります。

2ページに位置図、3ページに埋立区域図を添付しております。埋立面積は、2,138.29平方メートルであります。

次に、第53号議案、宇の区域の変更について、説明をします。

本案は、第52号議案の新たに生じた土地について、福浦及び麦ヶ浦の区域に編入するため、地方自治法第260条第1項の規定により、提案するものであります。

当日は、濱水産課長が第52号議案及び第53号議案を、一括により提案説明をします。

次に、第54号議案、津島水道企業団の解散に関する協議について、説明をします。

本案は、津島水道企業団を解散することについて、宇和島市と協議するため、地方自治法第290条の規定により提案するものであります。

2ページに、協議内容、事業概要、事業統合による内容変更及び主な作業内容を記載し、3ページに、議案説明補足資料を添付しております。

最後に、第55号議案、津島水道企業団の財産処分に関する協議について、説明をします。

本案は、津島水道企業団の解散に伴う財産の処分について、宇和島市と協議するため、地方自治法第290条の規定により提案するものであります。

2ページに、協議内容及び処分する財産の表示を記載しております。

当日は、中道水道課長が第54号議案及び第55号議案を一括により提案説明をします。

以上で、私からの説明を終わります。

○吉村委員長 総務課長からの説明が終わりました。何か御質疑等ございますか。

ないですか。はい、ないようです。私から1点。総務課長、45号議案の水槽付きポンプの自動車、これ、あれやったら議員にどんな車か、原型の分でも写真でもいいんで配布を。

立花総務課長。

○立花総務課長 追加の添付資料として御用意させていただこうと思います。以上です。

○吉村委員長 ほかございませんか。はい、ないようでございますので。それでは、総務課長からの説明を終わります。

次に、企画財政課から補正予算の議案について説明を求めます。

清水企画財政課長。

○清水企画財政課長 それでは、説明いたします。

報告第2号、愛南町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、説明します。

2ページを御覧ください。

昨年度に繰越明許費として承認を頂きました事業につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、2ページから3ページのとおり、繰越計算書を調製しましたので、報告するものです。17事業となります。

当日は、私が説明します。

続きまして、報告第3号、愛南町上水道事業会計予算（建設改良費）の繰越計算書の報告について、説明します。

2ページを御覧ください。

こちらについては、上水道事業会計において繰越した事業について、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、繰越計算書を調製しましたので、報告するものです。

当日は、中道水道課長が説明します。

続きまして、第46号議案、令和6年度愛南町一般会計補正予算(第1号)について、6月補正予算概要説明書により説明します。

概要説明書の3ページを御覧ください。

今回の補正予算は、上段の表の一般会計の項のとおり、歳入歳出それぞれ4億8,464万4千円を追加し、総額を167億4,564万4千円とするものであります。

それでは、歳出から説明しますので、説明書の7ページを御覧ください。

1款 議会費は、99万6千円の減額、2款 総務費は、395万6千円の増額、3款 民生費は、6,075万2千円の増額、4款 衛生費は、2,484万6千円の増額、6款 農林水産業費は、3億4,805万2千円の増額、7款 商工費は、1,262万3千円の増額、8款 土木費は、332万円の増額、9款 消防費は、1,565万2千円の増額、10款 教育費は、1,243万9千円の増額、11款 災害復旧費は、400万円の増額、となっています。主な内容は掲載のとおりです。8ページ以降に事業の詳細説明を添付しておりますので、後ほど御覧ください。

歳入については、7ページ上段に掲載しておりますが、12款 分担金及び負担金は、78万円の増額、14款 国庫支出金は、1億3,143万4千円の増額、15款 県支出金は、1億245万1千円の増額、19款 繰越金は、9,992万9千円の増額、20款

諸収入は、5,015万円の増額、21款 町債は、9,990万円の増額となっています。主な内容は掲載のとおりです。

当日は、木原副町長が提案説明します。

第47号議案、令和6年度愛南町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)については、同じく概要説明書の3ページになります。

今回の補正予算は、上段の表のとおり、歳入歳出それぞれ、486万3千円を追加し、総額を28億4,686万3千円とするものです。

当日は、飯田町民課長が提案説明をいたします。

次に、第48号議案、令和6年度愛南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてですが、歳入歳出それぞれ、84万1千円を追加し、総額を3億9,554万1千円とするものです。

当日は、飯田町民課長が提案説明をいたします。

次に、第49号議案、令和6年度愛南町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてですが、歳入歳出それぞれ、663万3千円を減額し、総額を31億6,136万7千円とするものです。

当日は、大間知高齢者支援課長が提案説明をいたします。

次は企業会計です。まず、第50号議案、令和6年度愛南町上水道事業会計補正予算(第1号)について説明しますので、補正予算書の3ページを御覧ください。

今回の補正予算は、収益的収入及び支出について、608万4千円を減額し、それぞれ7億1,671万6千円とするものです。

当日は、中道水道課長が提案説明をいたします。

最後に、第51号議案、令和6年度愛南町病院事業会計補正予算(第1号)について説明しますので、補正予算書の3ページを御覧ください。

今回の補正予算は、資本的収入を324万5千円とし、資本的支出を649万円増額し、3,848万5千円とするものです。

当日は、近田一本松病院事務長が提案説明をいたします。

以上で説明を終わります。

○吉村委員長 企画財政課長からの説明が終わりました。御質疑ございませんか。

ないようでございますので、質疑を終了をいたします。

次に、議会提案に関するものが2案出ております。1点が、専決指定の一部改正1案。次に、請願審査報告書を、請願第2号なんですが、これが1案、以上2案出ております。

事務局長に説明を求めます。

○本多事務局長 説明いたします。発議第2号、地方自治法第180条第1項の規定により愛南町長において専決することができるものの指定の一部改正についてを、吉村議員の発議によって2日目に行います。請願審査報告書(請願第2号)、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める請願は、石川総務文教委員長が最終日に報告します。審査結果は不採択です。この請願第2号の議会進行について説明をします。

委員会報告が不採択の場合は、討論と表決に留意が必要です。討論は請願に賛成、請願に反対の順序で行います。表決は、委員長報告に賛成ではなくて、請願採択に賛成を諮ること

になりますので、請願採択に賛成の方が起立をすることになります。

請願が採択された場合は、追加日程で意見書の発議を予定しております。以上です。

○吉村委員長 局長のほうから説明が終わりました。御質疑ございませんか。

金繁委員。

○金繁委員 吉村委員長が出されるっていうのは、この中に入っていないんです。

○吉村委員長 本多事務局長。

○本多事務局長 委員長が発議されるものが、発議第2号、地方自治法第180条第1項の規定により愛南町長において専決することできるものの指定の一部改正についてになります。

以上です。

○吉村委員長 石川委員。

○石川委員 最終日じゃなくて第2日にやられるということなんですけど、先ほどの説明では、それなんか特別に意味があるんですか。

○吉村委員長 本多事務局長。

○本多事務局長 初日の7日は一般質問だけで終わりますので、2日目になり議案審議については10日の2日目ということになります。以上です。

○吉村委員長 暫時休憩します。

(休憩)

○吉村委員長 休憩を解き再開いたします。

ただいまの件につきましては、2日目、10日ということでございますので、これでもよろしゅうございますか。

(「はい」と言う者あり)

○吉村委員長 次に、議案の審議方法に移らせていただきます。

まず、一括提案ということで、承認第1号国保税条例の一部改正と承認第2号税条例の一部改正につきましては、関連性があるので、一括提案とし、質疑・討論・採決は別々にするということでもよろしゅうございますか。

(「はい」と言う者あり)

○吉村委員長 それでは、そのように決定させていただきます。

次に、52号議案、新たに生じた土地の確認と第53号議案、字の区域の変更は、これは関連性があるため一括提案とし、質疑・討論・採決は別々ということにいたしたいが、これもよろしゅうございますか。

(「はい」と言う者あり)

○吉村委員長 それでは、そのように決定させていただきました。次に、第54号議案と第55号議案、津島水道企業団の協議は、関連性があるため、これも一括提案とし、質疑・討論・採決は別々に行うということにいたしたいが、これもよろしゅうございますか。

(「はい」と言う者あり)

○吉村委員長 ありがとうございます。それでは、そのように決定をさせていただきました。

次に、補正予算の質疑の方法に移らせていただきます。

まず、第46号議案、一般会計補正予算につきましては、歳出歳入それぞれ全般を通じて質疑を行うという、これいつもどおりですが、これでもよろしゅうございますか。

(「はい」と言う者あり)

○吉村委員長 それでは、46号議案につきましては、歳出歳入それぞれ全般を通じて質疑を行うということに決定をさせていただきます。

次に、第47号議案から49号議案までの特別会計補正予算について、これは歳入歳出全般を通じて質疑を行うということにいたしたいが、これもよろしゅうございますか。

(「はい」と言う者あり)

○吉村委員長 それでは、歳入歳出全般を通じて、47号議案から49号議案まで質疑を行うということに決定させていただきました。

次に、50号議案と51号議案の事業会計補正予算については、予算書全般を通じて質疑を行うということにいたしたいが、これについてはよろしゅうございますか。

(「はい」と言う者あり)

○吉村委員長 それでは、50号、51号事業会計は予算書全般を通じて質疑ということで決定させていただきます。

次に、請願・陳情等の取扱いについてに移りたいと思います。受理件数1件でございます。請願は出ておりません。陳情等が1件、これは陳情一覧表のとおり1件出ております。

何かこの陳情について御意見等ありますでしょうか。

ありませんか。ないようでしたら、各議員に写しを配付ということでよろしゅうございますか。

(「はい」と言う者あり)

○吉村委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

○吉村委員長 次に、追加議案についてでございます。理事者提案について、総務課長なんか。清水企画財政課長。

○清水企画財政課長 追加で補正予算第2号を予定しております。内容につきましては、先般の全員協議会で説明させていただきました新たな経済に向けた給付金、定額減税一体措置の関連でございます。以上です。

○吉村委員長 ただいま企画財政課長のほうから報告ありましたとおり、1件理事者提案として追加議案が出るようでございます。

次に、議会提案について、本多事務局長、どうですか。

○本多事務局長 議員派遣の件、閉会中の所管事務調査、継続申出等を予定しております。以上です。

○吉村委員長 お聞きのとおりでございます。それでは、ここで執行部の方、退席をお願いします。

(執行部退席)

○吉村委員長 それでは次に、各委員会等の開催についてに移らせていただきます。

議会運営委員会の開催日なんですけども、ただいまお聞きしたように、追加議案がありますので、議会運営委員会を開催しなければならないんですけども、前回この委員会で出たように、周知かしら言うことでだったんですけども、今聞いた1件なんですけども、どうですか。前日にするということにするのか、それともそれ以前に行っていた当日のあれにするのか、その辺は、あの時は意見出て、そうしますかということだったんですけども、毎回お諮りはしたい

と思いますので、いかがでしょうか。御意見を求めます。

石川委員。

○石川委員 追加議案の内容がもう分かっているんで、当日の朝でいいと思いますけど。

○吉村委員長 今、石川議員から当日の朝ということで意見が出たんですけども、ほかにありますか。

金繁委員。

○金繁委員 前回の全協のときに、環境衛生課のほうから、太陽光発電の裁判について本会議前に議員の皆さんに説明しますということがありましたよね。あれで全協開くことになると思うんですけど、違いますかね。

○吉村委員長 意見ですけども、今、これはあれなんで、その全協の件は別にしてください。

石川議員のほうから、案件が1件なんで、当日の朝でいいんやないかという意見が出たんですけども、ほかに、特に金繁委員、どうですか。

○金繁委員 私は、できるだけ前日以前に周知して考えてもらう時間を持ってもらうのがいいと思います。

○吉村委員長 金繁委員からああいう意見だったんですけども。

山下委員。

○山下委員 内容を見て、私、この内容やったらもう当日9時でいい。その代わりに、内容がもっといろいろ議運の中で協議をしないといけんというような内容やったら、また前日ということでやったらいいんで、今回はもう9時でいいと思います。

○吉村委員 山下議員からそういう意見出たんですけども。

はい。

○金繁委員 いつこの議案は議会のほうに見せてもらえるんですか。議運でないと見せてもらえないことですよ。なので、当日はちょっとと思うんですけど。

○吉村委員長 暫時休憩します。

(休憩)

○吉村委員長 休憩を解いて再開いたしたいと思いますが、吉田委員のほうから。すいません。

はい。

○吉田委員 今回の案件についてはもう事前に分かっていますんで、当日でよろしいと思います。

○吉村委員長 そういうことです。

尾崎委員。

○尾崎副委員長 私もですね、内容的に定額減税関係、それと議員派遣、継続中の所管事務調査というような内容でありますので、当日の協議で十分かなと思います。

○吉村委員長 それぞれ御意見頂きましたけども、その中で、金繁委員、何か議案の件質問されたんで、もう1回してください。なんか聞きよったよね、その後に。議案いつ出てくるんですかね、それもう1回言ってください。

金繁委員。

○金繁委員 日程だけお聞きします。私は、全ての議案は議会の初日以前、前日以前に出していただくというのが望ましいと思いますけれども。

○吉村委員長 一応全員の皆さんの意見を聞いたんですけども、基本は金繁委員の言うように望

ましいというのはこれ原理原則だと思いますけども、一応議運で決定するということですので、毎回お諮りはいたしたいと、先ほど申しましたように、で決定したいと思いますので、今回につきましては、皆さんの御意見の中で、当日でいいんじゃないかということなので、当日の議会運営委員会ということで決定をさせていただきます。

それではですね、議会運営委員会は最終日ですから、14日の朝礼が10時からですので、14日最終日の午前9時から議会運営委員会を開催させていただきます。

それでは次に、会期中の常任委員会の請願審査等の開催日に移りたいと思いますけども、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会、この常任委員会の委員長は会期中に委員会開催の予定どうですか、ありますか。

(「ありません」の声あり)

○吉村委員長 ないようでございます。もし実施する場合は、委員長さん、6月10日月曜日の5時までに事務局のほうへ提出をお願いしたいと思います。

次に、その他に移りたいと思います。

すいません。閉会中を飛ばしたのか。申し訳ありません。

閉会中に所管事務調査を実施する場合は、各常任委員長さん、所管事務調査申出書を6月10日月曜日の5時までに事務局のほうへ提出をお願いをいたしたいと思います。

次に、その他に移りたいと思います。ちょっと待ってください。

はい。

○石川委員 いや、その他の前に。会期中の常任委員会の開催日と、閉会中の常任委員会、これ6月10日5時までというふうに両方おっしゃったんですけど、それで合っていますでしょうか。

○吉村委員長 本多事務局長。

○本多事務局長 6月10日の5時までに所管事務調査申出書を出していただくのは閉会中の常任委員会でありまして、会期中の常任委員会については、予定がありましたら今この場で教えていただきたいと思います。以上です。

○吉村委員長 先ほど予定がないということだったんで、申し添えなかったということでもよろしかったですか。

(「はい」と言う者あり)

○吉村委員長 それでは、その他に移りたいと思います。まず、令和6年度愛南町議会議員研修等事業計画について事務局より説明を求めます。

○本多事務局長 説明いたします。研修事業計画の4のその他議長が必要と認める研修につきましては、全協で説明させていただいたとおり、人権研修は以前より全議員に出席をしていただいております。(7)の令和6年度愛南町職員・教職員・議員等人権・同和教育研修会と、今年度全国議長会からハラスメント研修動画の提供がありましたので、この動画を活用して、(8)ハラスメント防止議員研修(全国町村議会議長会)の2件を計画に追加していただきたく、御協議をお願いしたいと思います。

また、(4)のハラスメント防止議員研修の講師が、村松つね先生から中原未知生先生に変更がありましたので、報告をさせていただきます。以上です。

○吉村委員長 局長から説明がありました。それでは、資料1のこのとおり、研修計画2件追加

について決定してよろしゅうございますか。

(「はい」と言う者あり)

○吉村委員長 それでは、研修計画2件追加ということで決定をさせていただきます。

次に、その他のその他なんですけども、10日の2日目は、第46号議案、一般会計補正予算(第1号)の提案説明までにとどめ、質疑・討論・採決は最終日の14日にするということによろしゅうございますか。

(「はい」と言う者あり)

○吉村委員長 それでは、そのように決定させていただきます。なお、服装については、申し合わせ事項のとおり、6月定例議会は上着を着用しなくても良い、ネクタイは自由ということでございますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

その他、何かありませんか。

金繁委員。

○金繁委員 今回、議案の中に、津島水道企業団の解散について議案が入っているんですけど、これ結構重い、内海地域の方たちのライフラインである水道に関する事で重い決断を迫られていると思うんですけど。これまで全くその情報がなかったの、宇和島広域の議員さんは聞いておられるかもしれないんですけど、議員間にこの情報共有を水道課なり広域の議員さんなりしていただける機会を全協などでしていただけたらと思うんですけども、いかがでしょうか。

○吉村委員長 実は今、金繁委員の質問で思い出したんですけども、実はこれ、広域の議員は、その宇和島広域の議員は、要は、全部じゃないけども報告するという申し合わせは過去やってきたんです。いつからなくなった。で、今日現在あるということでございます。ちなみに、そういうことなんですけども、今、金繁委員から出たんですが、どうですか。

暫時休憩します。

(休憩)

○吉村委員長 休憩を解き再開いたしたいと思います。

それでは、ほかにありませんか。

石川委員。

○石川委員 今日、議長が退席されて、今までは副議長も参加されよったと思うんですけど、不測の事態があつたりしたら副議長も本会議場で進行せないかんような状況になると思うんで、私は2人、この議運に参加されよったほうがいいんじゃないかなというふうに思いますが。

○吉村委員長 これ、最初のときに、山下委員から質問あつたときに私回答したんですけども、本来から言ったら、これ条例で決まっただけですよ、6人というのは。議会運営委員会の人間は。

(発言する者あり)

○吉村委員長 そしてそれは委員長が決定するんですよ。当初申し上げたように、議長と相談して、それで6人で、もう副議長はあくまでもオブザーバーで発言権ありませんので。自分も副議長のときにこうやつた。その他ですけども、ちなみに言えば、文書のときも私は呼ばれなかつた。副議長でありながら、そういうこともあつたんです。一番大事なときに。議運の委員長と総務委員長を呼んで、最初のときは呼ばれなかつた。発言権もないんで、黙

っておるようやったら、もう別にええんやないかいうことで。呼ばないことにしたということですので、何ら問題ないと思いますけども。

山下委員。

○山下委員 とにかく、時の議長、時の委員長の考えでできるんで。私のときは私の考えで。吉村委員長は委員長の考えでっていうことです。

冒頭説明があった。この委員会が終わるまでこれは変更できない。

(発言する者あり)

○吉村委員長 はい。

○石川委員 議長も高齢ですので、トウソの市長じゃないですけども、どうなるかもありますし、今日も、結局出張ということでオブザーバーなんですけど、この議論はお聞きすることもできないというような状況なんで、権限は分かりましたけども、分かっているんですけど、不測の事態をある程度予測して変えていただいたらと私は思ったので質問させていただいています。

○吉村委員長 私が回答するのももうあれですけども、これは不測の事態、高齢者で、それはちょっと、会の中ではあまりにも不適切だと思うんですけども、これお互い何かあるかわからないことなんで、その辺は当初私も、先ほど申しましたように説明したとおりでございますので、その上で、私の独断ではなくて議長と相談した上で決めらしてもらったという説明をさせてもらったんで、それで了承願いたいと思います。はい。以上です。

ほかに何かありますか。

(「なし」と言う者あり)

○吉村委員長 ないようでしたら、これで終わりたいと思いますが、途中ちょっと不手際がありましたことをお詫び申し上げ、閉会させていただきます。ありがとうございました。

議会運営委員会委員長